

消費税率変更に伴う文書料金改定のお知らせ

消費税法改正により2019年10月1日から消費税率が8%から10%へ変更となります。これに伴い、消費税の課税対象となる文書料を以下のとおり改定させていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

主な料金改定の内容

(税込)

文書名	改定前	改定後
診断書(病院所定様式)	2,160円	2,200円
診断書(生命保険会社等様式)	5,400円	5,500円
通院証明書(病院所定様式)	2,160円	2,200円
入院・通院証明書(生命保険会社様式等)	5,400円	5,500円
後遺障害診断書(生命保険会社様式等)	5,400円	5,500円
死亡診断書(病院所定様式)	2,700円	2,750円
死亡診断書(生命保険会社様式等)	5,400円	5,500円
出産手当金支給請求書	2,160円	2,200円
指定難病重症認定診断書	2,160円	2,200円
身体障害者診断書・意見書	3,240円	3,300円
画像データ(CD-ROM)	3,240円	3,300円

- 上記以外の診断書や証明書についても文書料を改定しております。
詳しくは、医事課(本館2階)の『⑦番 証明窓口』までお問い合わせください。
- 改定後の料金は、文書の作成日(記載年月日)が10月1日以降のものから適用となります。
- 作成期間については、お申込から通常2週間程度のお時間をいただいております。このため9月17日以降のお申込の証明書等については作成日(記載年月日)が10月1日以降となります。
- 9月16日以前にお申込であっても、証明書等の内容により10月1日以降の記載となる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

地方独立行政法人 市立大津市民病院